

認知症対応型共同生活介護 利用約款及び 重要事項説明書

医療法人社団 日翔会
グループホーム華つばき

グループホーム華つばき利用約款

_____様（以下、「利用者」といいます）とグループホーム華つばき（以下、「事業者」といいます）は、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」といいます）をうけ、利用者またはその利用者代理人（以下、「利用者等」がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約をします。

（約款の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令等の趣旨に従って利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとでサービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が役割をもって、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができ機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図ることができるようサービスを提供します。

（利用期間）

第2条 利用期間は、_____年 _____月 _____日からとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約満了の7日前までに、利用者等から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（身元引受人（連帯保証人））

第3条 利用者は事業者に対し、身元引受人（連帯保証人）を立てていただきます。ただし身元引受人（連帯保証人）を立てることができない相当の理由を事業所が認める場合には、この限りではありません。

2 身元引受人（連帯保証人）は次の各号に責任を負います。

- ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
- ② 連帯保証人は利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
- ④ 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ⑤ 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ⑥ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受けとその他必要な措置、契約終了した場合の残置財産の引き取り等を行うこと。
- ⑦ 利用者及び身元引受人（連帯保証人）以外の親族に、事業者に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人（連帯保証人）を介して伝えること。

(利用基準)

第4条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームを利用できます。

- ① 要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(当事業所の概要及び事業内容)

第5条 当事業所は、介護保険法令に基づき、倉吉市長から認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受けています。

- 2 当事業所の概要及び職員体制は、【別紙】及び【重要事項説明書】に記載した通りです。
- 3 利用者が提供を受ける認知症対応型共同生活介護の内容は【重要事項説明書】のとおりで、事業者は内容について利用者等に説明します。
- 4 事業者は、要介護者であって認知症状態（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常があるもの並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）にあり共同生活住居での介護を希望するものに認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 5 認知症対応型共同生活介護が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者等の了承を得て新たな内容の『別紙』を作成しそれをもって認知症対応型共同生活介護の内容とします。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第6条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者等と介護従事者と協議の上、援助の目標、該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「認知症対応型共同生活介護計画」（以下介護計画）を速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実地状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者等は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者等の希望に添うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画の作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者等に対し内容を説明します。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても従業者と実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行います。

(サービスの内容及びその提供)

第7条 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号のサービスを提供します。

2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、次のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分するのではなく、全体を包括して提供します。

- ① 入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中で機能訓練
- ④ 健康管理
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 市役所等に対する手続きの代行、その他社会生活上の便宜の提供
- ⑦ 医師の往診の手配、その他療養上の世話
- ⑧ 相談、援助
- ⑨ その他

3 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、【別紙】のとおり提供します。

4 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるように適切な各種サービスを提供します。

5 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

(サービス提供の記録)

第8条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に際し作成した記録書類を提供完了日から5年間保存します。

2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には原則としてこれに応じます。但し、家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体的拘束)

第9条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。

(介護計画作成前のサービス)

第10条 事業者は利用者に対し、第6条の介護計画が作成される前であっても、事業者のために適切なサービスの提供をします。

(家族との連携と交流)

第11条 事業者は、利用者とその家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流の機会を確保するように努めます。

(金銭等の管理)

第12条 事業者は、利用者の日常生活に必要な金銭の管理保管について、利用者等と別途契約を締結した場合を除き、利用者の現金、預貯金、その他財産の管理運用を行いません。

(料金)

- 第13条 利用者等は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険対象外サービスについて、【別紙】のと通りの利用料金を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。(以下「法定代理受領サービス」という)
- 3 事業者は、利用者等に対し、毎月10日までに、前月の利用料等(居室の提供料(家賃)は含まない)及び前月の居室の提供料(家賃)等の請求書を送付します。請求書には請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者等は事業者に対し、前項の料金を当月末日までに口座自動振替、振り込み、現金の方法で支払います。
- 5 事業者は、利用者等から利用料等の支払いを受けたときは、利用者等に対し、領収証を発行します。

(料金の変更)

- 第14条 事業者は、利用者等に対して、1か月前までに文書で通知することにより利用料ごとの料金の変更を申し入れる事ができます。
- 2 利用者等が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者等は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第15条 事業者は、法定代理受領サービスの該当しない介護サービスを提供した場合において、利用者等から利用料の支払いを受けたときは、利用者等に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象のサービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用者及び利用者代理人の権利)

- 第16条 利用者等は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。
- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
 - ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
 - ③ 安心感と自信をもてるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
 - ④ 自ら能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
 - ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
 - ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
 - ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること

- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は【別紙】に記載しています）

（利用者及び利用者代理人の義務）

第17条 利用者等は、グループホームのサービスに関して以下の業務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと（ただし、利用者等が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それに起こるすべてについて利用者等が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。）
- ④ 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立ち入り調査について利用者等は協力すること

（造作・模様替え等の制限）

第18条 利用者等は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者等は事業者に対して書面で予めその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了後の原状回復費用は利用者等の負担とします。

- 2 利用者等は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者等は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

（契約の終了）

第19条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合
- ② 利用者が亡くなられた場合
- ③ 利用者等が第20条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第20条に基づき本契約を解除通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため14日以上グループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき（ただし、利用者が14日以上グループホームを離れる場合でも利用者等と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。）

（契約の解除）

第20条 利用者等は、事業者に対して1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間を置いて理由

を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者等は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 入院治療が必要となる等、事業者が自ら介護サービスを提供することが困難になった場合
- ③ 利用者等が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(退居時の援助および費用負担)

第21条 利用者が共同生活住居を退居するときは、事業者は、退居後の利用者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、利用者等に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

2 利用者の退居までに、利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者等の負担とします。

3 契約が終了した場合に、利用者が事業者から既に受領している利用料等に係る介護サービスのうち、未給付の部分があるときは、事業者は利用者等に対し、未給付部分に相当する利用料等をすみやかに返還します。

(秘密保持)

第22条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者等及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、心身等に危険がある場合など正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者等からあらかじめ文書により説明し同意を得ます。

(1) サービス担当者会議等での情報提供

(2) 介護保険サービス利用のための市町村、介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報の提供

(3) 介護保険サービスに伴う質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

3 利用者等の個人情報の使用については、『個人情報保護方針』を基に、利用者等に文書により説明し同意を得ます。

4 事業所の従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とします。

(賠償責任)

第23条 事業者はサービス提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者等は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(緊急時の対応)

第24条 事業者は、現に認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、緊急連絡先また家族及び管理者に連絡を取り協力病院に搬送するなどの必要な措置を講じます。

(医療上の必要事項への対応)

第25条 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その必要性を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関との連携を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

3 供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、【別紙】記載の協力医療機関と連携をとっています。

(相談・苦情対応)

第26条 サービス従事者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(本契約に定めのない事項)

第27条 利用者等と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者等と事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第28条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者等、事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

附則

平成25年 4月30日施行

平成27年 4月 1日変更

平成28年10月 1日変更

平成30年 4月 1日変更

令和 3年 4月 1日変更

令和 6年 9月 1日変更

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

< 令和7年 5月 1日 現在 >

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

法人名	医療法人社団 日翔会	
施設	グループホーム華つばき	
開設年月日	平成25年4月30日開設	
代表者氏名	理事長 徳久 剛史	
管理者	山下 三由紀 (介護福祉士)	
所在地	鳥取県倉吉市中河原771番地1	
電話番号	0858-24-6833	
FAX番号	0858-24-6834	
介護保険指定番号	3190300057号	
建物	構造	鉄骨造 平屋建
	延床面積	585.20㎡
	居室数	18室
	入居定員	18名 (9名×2ユニット)
利用居室	クローゼット、ベッド、エアコン完備	
共用設備	居間・食堂、浴室、脱衣室、小上がり (畳間)、共有トイレ、洗濯室	

(2) 提供できるサービスの種類

提供できるサービスの種類	認知症対応型共同生活介護
--------------	--------------

(3) サービスの対象

要介護度1以上で認知症の状態にあり、共同生活住居での共同生活ができる方が対象です。

(4) 当法人が行う他の介護保険関連事業

- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護
- ・通所リハビリテーション
- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護

(5) 法人の理念

自らが受けたいと思う医療と福祉の創造

(6) 事業の目的

要介護者等であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい行動異常があるもの並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(7) 基本方針

- ①事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち認知症対応型共同生活介護の提供に努めます。
- ③地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村、指定認知症対応型共同生活介護事業者、他の指定居宅サービス事業者、指定介護保健施設その他の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

2. サービス内容

(1) 食事

- ①介護職員が栄養士・調理師等と共同で利用者の心身状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
- ②食事材料費は、保険給付外です。
- ③食事は離床してとっていただくよう配慮します。
- ④食事時間は、次のとおりです。
 - ・朝食 6時30分～ 7時30分
 - ・昼食 11時30分～12時30分
 - ・夕食 17時00分～18時00分※上記の時間以外でも、利用者の希望を重視します。

(2) 排泄

- ①利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。

(3) 入浴

- ①毎日入浴していただけます。
- ②入浴できない場合は、清拭を行います。

(4) 日常生活の世話

- ①離床
寝たきり防止の為に離床に配慮します。
- ②着替え
着替えのお手伝いをします。
- ③整容
身の回りのお手伝いをします。
- ④シーツ交換
- ⑤健康管理
- ⑥洗濯

- ⑦居室内掃除
- ⑧役所手続き代行
- ⑨その他
- (5) 機能訓練
 - ①離床援助、野外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
- (6) 医師の往診の手配等
 - ①医師の往診の手配、その他療養上の世話をします。
- (7) 相談及び援助
 - ①利用者等からの、相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
- (8) 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービス

3. 入居に当たっての留意事項

①面会

- ・来訪者は、面会の都度職員に声を掛けてください。

②宿泊

- ・宿泊されるときは必ず許可を得てください。

③外出

- ・外出、外泊前には、必ず行き先と帰着予定日時を届け出てください。

④所持品の持ち込み

- ・ベッドや家具等、ご家庭で使い慣れた品物を、お持ち込みください。
- ・持ち物には、お名前のご記入をお願い致します。
- ・火気製品の持ち込みは、ご遠慮ください。

⑤貴重品の持ち込み

- ・金銭等貴重品の持ち込みは、職員にご相談ください。

⑥衛生保持

- ・清潔、整頓、その他環境衛生のために協力してください。

⑦禁止行為

- ・宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないように協力してください。
- ・喧嘩、口論、泥酔など他の利用者などに迷惑を及ぼさないように協力してください。
- ・共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないよう協力してください。
- ・指定した場所以外で火気を用いないよう協力してください。
- ・故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すことのないよう協力してください。

4. 利用料金

(1) 利用料金は、【別紙】のとおりとする。

(2) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、振込（銀行、郵便局）の中からお契約の際に選べます。
（サービス利用、当初3か月間は現金でのお支払いもお受けいたします。）

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

- ・相談窓口で受付、介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

- ・利用者またはその利用者代理人の都合でサービスを終了する場合
サービスを終了する7日前までに文書でお申し出下さい。
- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足などやむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

（3）自動終了

次の場合は、双方通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が当施設を退所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が要支援1または非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

（4）その他

当事業所が正当な理由なく共同生活介護を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者とその利用者代理人等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、文書で解約を通知することにより即座に生活介護を終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者等が当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、緊急連絡先に連絡するとともに主治医、救急隊へ連絡いたします。

7. 事故発生時などの対応

- ① 認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8. 当の事業所サービスの特徴等

(1) 運営の方針

認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを適確に捉え介護計画を作成することにより、利用者が必要とされる適切なサービスを提供します。

利用者が快適な生活を送れるように支援、援助をいたします。

利用者の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供をします。

利用者及びその家族等のニーズを的確に捉え、必要とされる適切なサービスを提供します。

利用者が一人ひとりの生活リズム、意欲を尊重します。

利用者の社会的孤立の解消を目指します。

利用者と感動、喜びを共有します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回 以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
第三者による評価の実施	○	実施状況は【別紙】のとおり

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 西倉吉消防署に連絡
- ・ 防災設備 自動火災報知機、スプリンクラー設備、消火器
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 後藤 祐晃

10. 当事業所等が提供するサービスについての相談窓口

- ① グループホーム華つばきの相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ② 医療法人社団 日翔会の相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ③ その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口、鳥取県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
倉吉市役所 長寿社会課	0858-22-7851
鳥取県国民健康保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口	0857-20-2100

11. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 虐待防止に関する担当者の設置 山下 三由紀
- ③ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

1 2. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策（委員会の開催、指針整備等）
- ③ 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ④ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 4. その他

事業所では、利用者を対象にしたレクリエーション行事などの写真を広報誌や施設内に掲載することがありますが、ご了承ください。なお、掲載を希望されない方はお申し出ください。配慮いたします。

附則

平成25年 4月30日施行
平成26年11月 1日変更
平成28年 7月 1日変更
平成30年 4月 1日変更
平成31年 4月16日変更
令和 元年10月 1日変更
令和 2年 3月 1日変更
令和 3年 4月 1日変更
令和 4年 9月 1日変更
令和 5年11月28日変更
令和 7年 5月 1日変更

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者及び利用者代理人等に対して利用約款・重要説明事項及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書の書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

〈事業者〉 住 所 鳥取県倉吉市中河原771番地1
法 人 名 医療法人社団 日翔会
事 業 所 名 グループホーム華つばき
事業所番号 3190300057 号
代表者氏名 理事長 徳久剛史 ㊞

説明者氏名 _____ ㊞

利用約款・重要事項説明書及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書により、認知症対応型共同生活介護サービスについての重要な説明を受けました。その上で、貴事業所が提供する認知症対応型共同生活介護サービスを利用します。また、認知症対応型共同生活介護サービス提供における個人情報の使用について同意しました。

令和 年 月 日

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

《身元引受人及び連帯保証人》

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

利用者との続柄 _____ 連絡先 _____

【本約款第13条の請求書・明細書の送付先】

氏 名	(利用者様との続柄)
住 所	
電話番号	自宅

【本約款24条の緊急時連絡先】

氏 名	(利用者様との続柄)
住 所	
電話番号	自宅 勤務先

【別紙】

令和8年1月1日現在

1. 相談、要望、苦情等の窓口

※介護サービスに関する相談、要望、苦情等は、下記までお申し出ください。

① 当事業所の相談、要望、苦情等の受付窓口
所 長 後藤 祐晃 (介護福祉士)
管 理 者 山下三由紀 (介護福祉士)
電 話 番 号 0 8 5 8 - 2 4 - 6 8 3 3
F A X 番 号 0 8 5 8 - 2 4 - 6 8 3 4
受 付 時 間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
② 医療法人社団 日翔会の相談、要望、苦情の受付窓口
医療法人社団 日翔会 総合相談室
電 話 番 号 0 8 5 9 - 7 2 - 0 4 1 0
F A X 番 号 0 8 5 9 - 7 2 - 1 7 8 4
受 付 時 間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
※①については、緊急の場合は受付時間外でも対応いたします。

2. グループホームの職員体制

若草ユニット (定員9名)

職 種	資 格	常 勤	非常勤	兼 務
管 理 者	介護福祉士			1名
計画作成担当者	介護支援専門員		1名	
介護職員	介護福祉士	4名		
	初任者研修、実務者研修	1名		
	その他	2名		

さくらユニット (定員9名)

職 種	資 格	常 勤	非常勤	兼 務
管 理 者	介護福祉士			1名
計画作成担当者	介護福祉士			1名
介護職員	介護福祉士	4名		1名
	初任者研修、実務者研修	1名		
	その他			

3. 利用料金

【基本料金】

項 目	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	788円	1,576円	2,364円
要介護3	812円	1,624円	2,436円
要介護4	828円	1,656円	2,484円
要介護5	845円	1,690円	2,535円

【各種加算料金】

項 目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件等
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	1日につき
入院時費用	246円	492円	738円	1月に6日を限度（入院を要した場合、基本料金に代えて1日につき）
初期加算	30円	60円	90円	入所後30日間及び1月以上入院後、再入所する場合、1日につき
サービス提供体制強化加算	22円	44円	66円	1日につき
退居時情報提供加算	250円	500円	750円	1回につき
新興感染症等施設療養費	240円	480円	720円	1日につき
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	1月につき
生産性向上推進体制加算	10円	20円	30円	1月につき
身体拘束廃止未実施減算	基準を満たしていない場合、基本料金の10%減算			
介護職員等処遇改善加算	(基本料金+各種加算料金)×18.6%			

【その他の費用】

項 目	金 額	内 容
食 費	(1日につき) 1,600円	
日用品費	(1日につき) 200円	
光熱水費	(1日につき) 500円	
居室料	(1日につき) 1,800円	
冷暖房費	(1日につき) 100円	
CATV料	(1月につき) 400円	テレビを持参される場合
手数料	郵便局 10円 銀行 55円	利用料について、口座振替ができなかった場合、振込手数料をご負担いただきます

※ その他に理美容、病院等の診察、紙おむつ等は、別途料金がかかります。

4. 協力医療機関

体調が悪くなった等、緊急の場合は家族に連絡の上適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じ協力病院等へ搬送します。

(協力医療機関)

名 称	うなてクリニック
所在地	鳥取県倉吉市宮川町256-2
電話番号	0858-24-6133
診療科	内科・外科・消化器内科・肛門外科

名 称	花池デンタルクリニック
所在地	鳥取県倉吉市生田356番地2
電話番号	0858-48-2220
診療科	歯科・歯科口腔外科

5. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2024年10月22日
実施した評価	外部評価
評価機関の名称	有限会社 保険情報サービス
評価結果の開示状況	独立行政法人福祉医療機構ホームページ

附則

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 平成25年 4月30日施行 | 19. 令和 2年 7月 1日変更 |
| 2. 平成25年10月 1日変更 | 20. 令和 3年 4月 1日変更 |
| 3. 平成26年 4月 1日変更 | 21. 令和 4年 9月 1日変更 |
| 4. 平成26年11月 1日変更 | 22. 令和 4年10月 1日変更 |
| 5. 平成27年 4月 1日変更 | 23. 令和 5年12月 1日変更 |
| 6. 平成27年 5月 1日変更 | 24. 令和 6年 4月 1日変更 |
| 7. 平成27年 8月 1日変更 | 25. 令和 6年 6月 1日変更 |
| 8. 平成28年 3月21日変更 | 26. 令和 7年 4月 1日変更 |
| 9. 平成28年 6月 1日変更 | 27. 令和 8年 1月 1日変更 |
| 10. 平成28年 7月 1日変更 | |
| 11. 平成28年10月 1日変更 | |
| 12. 平成29年 4月 1日変更 | |
| 13. 平成30年 4月 1日変更 | |
| 14. 平成31年 4月16日変更 | |
| 15. 令和 元年10月 1日変更 | |
| 16. 令和 元年11月 1日変更 | |
| 17. 令和 2年 2月 1日変更 | |
| 18. 令和 2年 3月 1日変更 | |